

第二章 男女が共に参画する社会の形成

第一節 男女が共に参画する社会の形成

主たる担当課

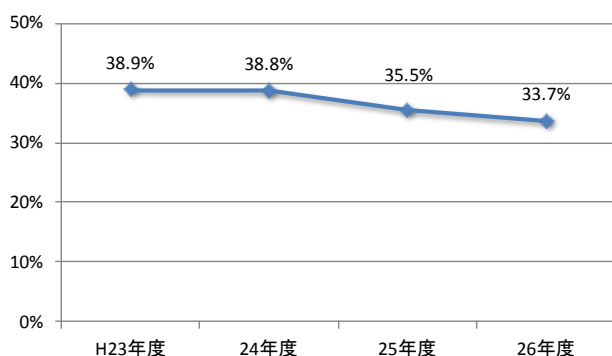
男女が平等に参画できる環境づくり	42001	秘書広報課
男女の人権が尊重される社会づくり	42002	秘書広報課

第一節 男女が共に参画する社会の形成

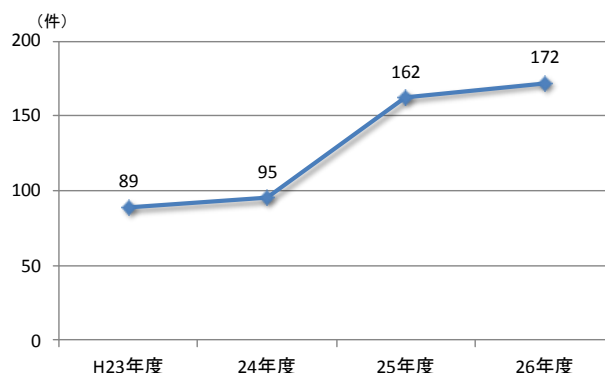
現状と課題

- 国連において、昭和54年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、日本では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、あらゆる分野で男女が共に参画する社会を形成するための取り組みを推進していくことが必要となっています。
- 市では、平成4年に企画課に女性施策担当を設置し、翌年には「女性施策推進検討委員会」を発足させ、男女共同参画の取り組みを開始しました。平成11年に「男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成13年に「男女共同参画都市」を宣言して、男女共同参画の推進について具体的な取り組みや決意を表明しました。また、平成18年には、「男女共同参画条例」を制定しました。
- 「男女共同参画プラン」に基づき、審議会などにおける女性委員の割合や管理職への女性の登用など政策・方針決定への女性の参画、情報紙「かがやく」の発行や講演会・研修会の開催による男女共同参画の啓発、女性消防士や男性保育士の採用などを進めてきました。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、保育園の待機児童ゼロによる保育サービスの充実やしあわせママパパ学級の開催など、男女が働きやすい環境づくりに努めるとともに、DVやセクハラ相談に対応してきました。さらに、農業分野での男女共同参画のあり方を示したほか、事業所に対しては、商工会を通して「男女雇用機会均等法」の周知などの働きかけを行いました。
- このように、男女平等に向けた条件整備や女性の働く環境整備は徐々に進んできましたが、依然として、性別によって役割分担を決めてしまう意識や社会慣行の存在、職場における男女間の待遇の格差、男女間の暴力などによる人権侵害などのさまざまな課題を抱えています。
- こうした課題に対応するため、今後も、平成21年に策定した「第二次男女共同参画プラン」とその実施計画書に基づく施策や事業を確実に実施して、男女共同参画社会の実現をめざしていく必要があります。

■市の各種審議会などにおける女性委員の割合



■DVやセクハラ相談の受付件数



施策の展開

○男女が平等に参画できる環境づくり

42001

固定的な性別役割分担の意識や社会慣行の解消を促し、職場や地域、学校、家庭など社会のあらゆる分野で男女が平等に参画できるよう、事業者・自治会などへの働きかけや講演会・講座の開催、情報紙の発行などの啓発活動を充実します。

○男女の人権が尊重される社会づくり

42002

男女がお互いの人権を尊重し合う社会となるよう、男女間の暴力による被害者への支援や、暴力やセクシャル・ハラスメントを許さない環境づくり、災害時における女性への配慮、男女平等教育などのさまざまな取り組みを進めます。

目標・指標

目標

【42001】男女が平等に参画できる環境づくりが進んでいる。

【42002】男女の人権が尊重される社会づくりが進んでいる。

指標名（指標の説明など）	現況値	目標値
	平成 26 年度	平成 33 年度
「男女共同参画社会の形成」施策に対する市民満足度 （市民アンケートで「満足」・「やや満足」と回答した人の割合） 42001	28.7% (27 年度)	35%
市の各種審議会などにおける女性委員の割合 42001	33.7%	40%
市男性職員が育児休業を取得した件数 42001	0 件	5 件
DVやセクハラへの取り組み事業の件数 42002	7 件	8 件
DVやセクハラ相談の受付件数 42002	172 件	180 件